

2021年10月18日
 株式会社 愛知銀行

未利用口座管理手数料の新設および一定金額以下の普通預金口座等の解約手続きにおける印鑑不要化について

株式会社愛知銀行（頭取 伊藤 行記）は、2022年1月1日（土）より「未利用口座管理手数料」を新設いたします。

あわせて、残高1万円以下の普通預金口座等の解約手続きにおける印鑑の不要化を実施いたします。

記

1. 目的

本手数料は口座の不正利用防止の一環として、未利用口座の発生を抑制して口座の活性化に繋げ、お客さまへのサービスの維持、向上を図ることを目的としています。

2. 未利用口座管理手数料の概要

適用対象	普通預金口座（総合口座、決済用預金口座を含む）および貯蓄預金口座 *2021年12月31日以前に開設された口座を含みます。
未利用口座となる口座	2022年1月1日以降、最後の預入れまたは払戻し（当該口座の利息の元本への組み入れおよび未利用口座管理手数料の引き落としは除く）から2年以上 ^(※) 、一度も預入れまたは払戻しがない普通預金口座（総合口座含む）および貯蓄預金口座 ただし、次の口座は手数料徴求の対象外 (1)当該口座の預金残高が10,000円以上ある場合 (2)未利用口座の取扱店と同一取引店で定期預金、定期積金、積立定期預金、譲渡性預金、債券、投資信託、外貨預金がある場合 (3)当該口座を返済口座とする借入（カードローン含む）がある場合 (4)公金、金融機関
手数料	年間1,320円（消費税込）
未利用口座に対する取扱い	(1)未利用口座となるおそれのある場合、事前にお客さまの届け出住所に「ご案内」をお送りします。 (2)「ご案内」の発送後、一定期間（約3か月）を経過してもお取引がない場合、未利用口座として、当該口座から本手数料を引き落とします。 (3)残高不足により本手数料の引き落としができない場合、口座残高全額を本手数料に充当し、お客さまに通知することなく、当該口座を自動解約させていただきます。

(※) 2021年12月31日以前の期間は、未利用期間に含めません。

3. 残高1万円以下の普通預金口座等の解約手続きにおける印鑑不要化について

従来、普通預金口座等の解約手続きには、所定の解約依頼書への届出印の押印が必要でした。

2022年1月4日から、個人のお客様を対象に、残高1万円以下の普通預金口座等の解約手続きにおいては、運転免許証等の本人確認書類を提示いただくことで解約できることとし、手続きの簡素化を図ります。

以 上